

令和2年度事業計画

1 事業方針

平成30年産以降、国から米の生産数量目標の配分が廃止され、都道府県ごとに生産者、集荷業者・団体及び行政が一体となり、需要に応じた生産を行うこととされた。

本県においては、米の需給バランス維持による農家経営の安定が図られるよう、「30年産以降の需要に応じた生産取組方針」に基づき、令和2年度においても県農業再生協議会が地域農業再生協議会に対し主食用米の生産目安を提示するとともに、主食用米から飼料用米を中心とした新規需要米等への転換により、需要に応じた生産を推進し、水田フル活用ビジョンの実現に向け取り組む。

また、構成会員である千葉県担い手育成総合支援協議会、千葉県耕作放棄地対策協議会の活動による、農業の担い手の育成確保、農地の利用集積、荒廃農地の再生利用及び発生抑止を進めるとともに、地域農業振興のために必要な取組を行う。

2 事業計画

(1) 需給調整及び戦略作物等の生産振興

需要に応じた主食用米生産と新規需要米等の生産を推進するため、「経営所得安定対策等推進事業」等を活用し、説明会・研修会の開催や資料の作成・配布、その他必要な推進活動や、飼料用米等の適正流通に向けた啓発を行うとともに、地域農業再生協議会への指導・助言を行う。

また、飼料用米推進のため、多収品種種子の安定供給に必要な取組を行う。

(2) 施設園芸等燃油価格高騰対策

施設園芸の経営安定等に向けて、燃油価格高騰影響緩和を支援する。(国と農業者の拠出)

(3) 担い手の育成確保及び農地の利用集積（構成会員による活動）

担い手の育成や農地利用集積の促進について各種説明会、研修会を開催するとともに、啓発資料の作成・配布を行う。また、中核的担い手の法人化等経営力強化に向けた支援を行う。

(4) 荒廃農地の再生利用・発生抑止（構成会員による活動）

荒廃農地の再生利用の円滑かつ迅速な実施に向けて、説明会等の開催や荒廃農地解消に関する資料の作成・配布を行うとともに、地域協議会等への指導・助言を行う。また、農地の条件整備を行いながら利用集積を進めることで荒廃農地の発生抑制に努める。